

岸和田労働基準監督署発表
令和8年1月16日

【照会先】
岸和田労働基準監督署
(電話)
072-498-1012

最低賃金法及び労働基準法違反容疑で書類送検

(最低賃金額以上の支払いを行わなかったこと及びそれら法違反
に対する是正勧告に対し虚偽の報告を行った疑い)

令和8年1月16日、岸和田労働基準監督署（署長 浅田 雅彦）は、新聞販売業を営む個人事業主を最低賃金法及び労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

個人事業主A（以下「被疑者A」という。）

所在 地 貝塚市畠中

事業 内 容 新聞販売業

2 違反条文等

最低賃金法違反

同法第4条第1項

同法第40条（罰則）

労働基準法違反

同法第104条の2第2項

同法第120条第5号（罰則）

3 事件の概要

被疑者Aは、自ら営む新聞販売業にて雇用する労働者1名に対する令和6年9月26日から令和7年6月25日の9か月間の賃金について、大阪府最低賃金額を下回っていた疑いがあります。また、岸和田労働基準監督署の労働基準監督官が交付した是正勧告書に対し、虚偽の内容を記した報告をした疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 大阪府最低賃金額については、上記不払いの疑いのある期間のうち、令和6年9月26日から令和6年9月30日までが時間額1,064円、令和6年10月1日から改定により、令和7年6月25日までは時間額1,114円となっています。
- (2) 適用法条文は、別紙のとおりです。

適用法条文

最低賃金法

(最低賃金の効力)

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

(第3項～第4項 略)

(罰則)

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

労働基準法

(報告等)

第百四条の二 行政官庁は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、使用者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、使用者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(罰則)

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

(第一号～第四号 略)

五 第百四条の二の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者